

名護市教育情報化推進計画

(令和5年度～令和7年度)

名護市教育委員会

令和5年3月

目 次

- 1 計画策定の基本的な考え方
 - (1) 計画策定の趣旨及び方針
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
 - (4) 学習指導要領における教育の情報化
 - (5) 計画の推進

- 2 教育情報化の現状と課題
 - (1) ICT 機器の整備状況
 - (2) 概要・活用状況
 - (3) 課題

- 3 各種調査の結果について
 - (1) 端末持ち帰り状況等調査（令和4年9月実施）
 - (2) 端末利活用等の実態調査（学校長向け）（令和4年10月実施）

- 4 教育情報化推進の視点
 - (1) 情報モラル・情報セキュリティの育成
 - (2) 教員の ICT 活用指導力の育成
 - (3) 校務の情報化・効率化
 - (4) 保護者への啓発

- 5 教育情報化推進計画の具体的取り組み
 - (1) 施策1 「ICT 教育環境の整備・管理」
 - (2) 施策2 「情報教育の充実」
 - (3) 施策3 「教師の ICT 活用指導力の向上」
 - (4) 施策4 「安全なネットワーク環境の整備」
 - (5) 施策5 「校務の情報化」

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨及び方針

情報通信技術（以下、「ICT」という。）の目覚ましい進歩により、経済・社会・生活のあらゆる場面で急速な情報化が進み、情報や情報手段を適切に活用できる能力、さらに、情報社会の進展に主体的に対応できる能力が求められている。

Society 5.0¹時代に生きる子供たちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、実際は学校の ICT 環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。

そのため、国は令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律の ICT 環境整備が急務とし、GIGA スクール構想²を打ち出した。

県では、教育の情報化についての具体的な推進と進行管理を行うため「沖縄県教育情報化推進計画（令和4年度～令和8年度）」を策定している。

こうした国や県の動向を踏まえ、名護市においても「名護市教育情報化推進計画（令和5年度～令和7年度）」（以下、「本計画」という。）を策定し、視点や具体的な取り組み及びスケジュール等を明確に示していく。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「第3次名護市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」に掲げる「基本方針 I - 基本施策 2 - (1) 環境整備の充実-③教育環境の整備」を具体的に進めていく計画であり、本市の教育情報化推進に関する指針とする。

(3) 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3か年間とする。

(4) 学習指導要領における教育の情報化

ア 学習指導要領と教育の情報化

現行学習指導要領では「情報教育」や「教科指導における ICT 活用」など学校における教育の情報化について充実が求められている。

¹ 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。Society5.0を活用する社会をスマートシティという。

² Society5.0時代を生きる子供たちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められ、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律の ICT 環境整備が急務である。このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させること。

令和2年度より小学校、令和3年度より中学校において新学習指導要領が適用されるに伴い、基礎的な「プログラミング的思考³」を育むこと、コンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を身に付けることなど、小中学校におけるプログラミング教育が必修化されることとなった。

イ 新学習指導要領における情報教育及び教科指導での ICT 活用の推進

新学習指導要領では、学習の基盤となる能力のひとつ「情報活用能力」の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されている。

小学校においては、各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することが示されている。

中学校においては、技術・家庭科で「計測・制御のプログラミング」の他、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶことが内容として加えられ、プログラミング、情報セキュリティに関する内容が充実された。

ウ 教師の ICT 活用指導力の育成

児童生徒の情報活用能力を育成するためには、それを指導する教員も情報活用指導力を身につける必要があることから、「教育の情報化に関する手引き」（令和元年12月：文部科学省）の ICT 活用指導力チェックリストの4つの大項目には次のことが掲げられている。

- ① 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
- ② 授業に ICT を活用して指導する能力
- ③ 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
- ④ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

これらの情報活用指導力の育成を図り、教師が日常的に ICT を活用し、主体的・対話的で深い学びに展開できる能力（情報モラルとセキュリティに関する指導を含む）と活用への意識付けを図る。

³ 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

エ 校務の情報化

校務を効率的に遂行し、教師がより多くの時間を児童生徒の指導に割くことができるよう、校務を情報化し、教育活動の質の向上を図る。

沖縄県では、中学校版の生徒情報管理システムのサポートが平成 28 年度で終了し、各市町村教育委員会へ移管されている。

名護市では令和 4 年度より北部広域市町村圏事務組合及び近隣自治体と連携し、共同調達にて統合型校務支援システム⁴を導入し、校内ネットワークを整備することで、児童生徒の学籍、出欠、成績、保健、日程などを一元管理し、共有のアプリケーションを利用して処理することができ、通知表や指導要録に反映するなどの効率化を進めている。

当該システムを利用することで、小学校 1 年から中学校 3 年までの児童生徒の学力の推移を調査し、有効な指導技術等の共有を行う。

統合型で整備することによりグループウェア等を利用した教職員間の情報伝達のみならず、調査物の作成や集計、教育委員会と学校間、学校と学校での情報共有を行い、より効果的な校務を行う。

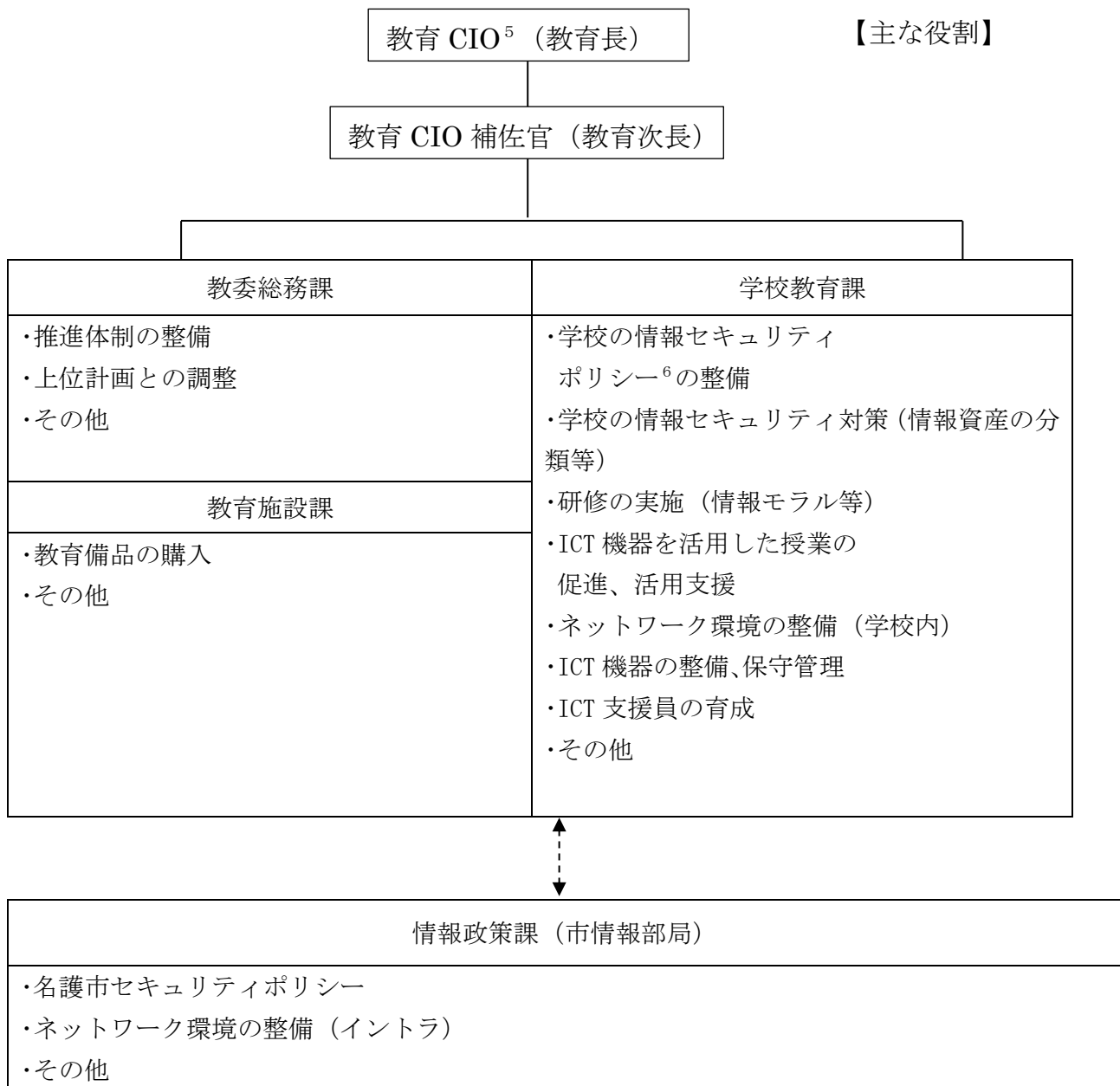
また、情報については、個人情報の保護、セキュリティなどに留意し、厳重に取り扱うものとする。

オ 計画の推進

本計画の策定に当たっては、進捗状況における問題点等について継続的に点検を行い、その円滑な推進に努めるものとする。

また、本計画については、国及び県の動向や情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。

⁴ 「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断表、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムである。



※各学校のセキュリティポリシー（実施手順書）については「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）」を基に、教育委員会にて雛形を作成し、各学校にて作成する。

⁵ Chief Information Officer「最高情報統括責任者」の略称である。本計画においての「教育 CIO」の機能としては、教育情報化推進組織の設置・運営、人員の配置・育成（ICT 支援員を含む）や情報化に関する予算確保・調整、首長部局（特に情報政策部門、財政部門）や ICT 関連企業との連携等が挙げられる。

⁶ 各地方公共団体の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるものが、「基本方針」である。この基本方針に基づき、全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるのが「対策基準」である。この「基本方針」と「対策基準」を総称して「情報セキュリティポリシー」という。

2 教育情報化の現状と課題

(1) ICT 機器及び ICT 環境の整備状況

本市においては、ICT を活用し、児童生徒の思考力・判断力・表現力の伸長や教師の授業力の向上を狙いとし、ICT 教育環境の整備を図っている。

ア ICT 機器の整備状況（令和 4 年 12 月 1 日現在）

No.	項目	小学校	中学校	合計
参考①	児童生徒数	4,422	2,096	6,518
参考②	教職員数	438	287	725
参考③	学級数	224	109	333
①	Chromebook（児童生徒用）	4,422	2,096	7,051
	Chromebook（教職員用）	326	207	
②	校務用コンピュータ（職員室）	476	280	756
③	学習用コンピュータ（教室等）	233	94	327
④	大型掲示装置（テレビ）	236	119	382
	大型掲示装置（電子黒板）	13	14	
⑤	実物投影機	197	94	291

イ ICT 環境の整備状況（令和 4 年 12 月 1 日現在）

No.	項目	進捗
⑥	高速大容量情報通信ネットワークの整備	整備済み
⑦	統合型校務支援システムの整備	整備済み
⑧	ICT 支援員の配置（4 校に 1 人）	配置済み

(2) 概要・活用方法及び課題

No. 項目	概要・活用方法	課題
① Chromebook (児童生徒用)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数1人1台を整備済み。 予備機も確保することで市外からの転校生への配布や、破損等の代替機として活用を進めている。 ・授業及び自学自習、持ち帰りによる家庭学習等において使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業及び自学自習、持ち帰りによる家庭学習等において、学校間、学年間、学級間等において活用率に差が生じている。 ・故意または過失による落下、水濡れ等により破損が生じている。 ・今後訪れる更新時にかなりの予算を投入する必要がある。
① Chromebook (教職員用)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校内の授業者数及び授業を実施する学級数以上の台数を整備済み。 ・授業及び校務(個人情報等、機微な情報を除く)において使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末数については必要数を配布しているが、児童生徒と違い1人1台端末ではないことや、使用方法の周知がされていないことから、教職員毎の活用頻度に差が生じている。
② 校務用コンピュータ(職員室)	<ul style="list-style-type: none"> ・本務教職員全員分及び使用頻度の少ない支援者等については1/2の数を整備済み。 ・職員室において成績や名簿、通知表等の児童生徒の個人情報を入出力において使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・②、③については同等スペックのWindows 端末を整備しているが、古く劣化した端末等が混在しているため、計画的な更新が必要である。
③ 学習用コンピュータ(教室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に整備済み。 ・一部特別支援学級については使用しないため、未設置。 ・主に授業等において、デジタル教科書やデータの提示(入力)として使用。 	

No. 項目	概要・活用方法	課題
④ 大型掲示装置（テレビ）	<ul style="list-style-type: none"> ・普通学級及び、特別教室に整備済み。 ・主に授業等において、デジタル教科書やデータの提示（出力）として使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②、③と同様に納入から長期間が経過し、劣化している端末が混在しているため計画的な更新が必要である。
④ 大型掲示装置（電子黒板）		
⑤ 実物投影機	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に整備済み。 ・主に授業等において、紙の教科書やプリント等の拡大表示を行う際に使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入から5年以上が経過し、劣化した機器が増えていることや、児童生徒数の増加に伴う教室増により、普通教室数分の確保ができていない。 ・今後、運用について検討する必要がある。
⑥ 高速大容量情報通信ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を行う教室等に整備済み。 ・児童生徒用及び教職員用 Chromebook を使用する際に使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存機器の更新期への備えや SINET への接続も視野に入れた検討が必要である。
⑦ 統合型校務支援システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より北部広域市町村圏事務組合及び近隣自治体連携し、共同調達にて整備済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入から1年が経過しているものの、使用方法の周知が徹底されていないことと、各学校に配置されている台数が限られていることから、活用が進んでいない。 ・今後、オンライン等を活用してメーカー等の研修会実施の検討が必要である。
⑧ ICT 支援員の配置 (4校に1人)	<ul style="list-style-type: none"> ・5人配置済み。 ・学校における授業支援や校内研修会等での講師、ICT 機器の不具合等への対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に3人、令和3年度からは5人に増員し各学校のサポートにあたっているが、学校によって活用頻度に差が生じている。 ・今後、ICT 支援員の配置方法や活用方法等の検討が必要である。

3 各種調査の結果について

(1) 端末持ち帰り状況等調査（令和4年9月実施）

平常時における端末持ち帰り状況が学校間、学年間において差が生じている。小学校においては、低学年は持ち帰りを行っているが、高学年では持ち帰りを行っていない等、担任の先生によって差が生じていると推察される。夏季休業時についても同様に学校間、学年間において差が生じている。

中学校においては、1校を除くすべての学校で夏季休業時の端末持ち帰りを実施しているものの、平常時の持ち帰りについては、学年間で差が生じている。

(2) 端末利活用等の実態調査（学校長向け）（令和4年10月実施）

「①1人1台端末の授業等における利活用の状況について

(1-1) 今年度、学校経営方針等の中で、1人1台端末等の日常的な利活用に関する方針・ビジョンや計画を示していますか。」において

示している学校が14校に対し、8校が示していないという結果となっており、今後の端末利活用を進める上で、示しきれていない学校への助言を行う必要がある

「②1人1台端末を利活用による授業等の変化に関する認識について

(2-2) 1人1台端末の利活用に当たりどのような課題が生じていますか。」において

5以上の学校長が課題と感じている事項として、以下が挙げられた（回答数）

- ・効果的な指導方法がよくわかっていない教師が多い（6）
- ・児童生徒が授業や学習と関係のない目的で端末を利用している（9）
- ・目や心身の健康に支障が生じる懸念が強い（10）
- ・保護者の理解が十分に進んでいない（5）
- ・研修やサポート体制が十分でない（6）

上記5点については、学校現場において特に課題と認識されているので、今後教育委員会として支援を行う必要がある。

4 教育情報化推進の視点

本市においては、教育の情報化を推進するための体制や方策について、教育委員会及び学校の役割を明確にするとともに、国や沖縄県の施策を踏まえ、次の視点で教育情報化を推進する。

(1) 情報活用能力の育成

児童生徒に適切な情報活用能力を身に付けさせ、ICT を活用した学習活動ができる能力（情報モラル・情報セキュリティを含む）を育成する。

(2) 教員の ICT 活用指導力の育成

教員が日常的に ICT を活用して、主体的・対話的で深い学びに展開できる能力（情報モラルと情報セキュリティに関する指導を含む）と意識を持たせる。

(3) 校務の情報化・効率化（働き方改革）

校務の情報化を図ることで、教員の児童生徒と向き合う時間の確保と教育の質の向上を図る。

(4) 保護者への啓発

児童生徒が情報を正しく安全に活用し、インターネットに係るトラブルを回避するためにも、情報モラル・情報セキュリティ教育について保護者への啓発に努める。

5 名護市教育情報化推進計画の具体的な取組（別紙計画表参照）

（1）施策1「ICT環境の整備・管理」

- ①校内情報通信ネットワークの整備・管理・保守
校内ネットワーク環境の管理・保守・見直し
- ②高速大容量情報通信ネットワークへの接続及び利活用
SINET⁷への接続を検討
- ③情報機器の管理・保守
児童生徒1人1台端末の管理・保守・入れ替えへの検討
- ④既設ICT機器の適切な管理及び更新
保守・サポートの実施
- ⑤指導者用デジタル教科書の更新
令和6年度に小学校（全学年4教科、5・6学年5教科）の更新
令和7年度に中学校（全学年5教科）の更新
- ⑥学習者用デジタル教科書の導入
令和6年度に小学校、令和7年度に中学校において
学習者用デジタル教科書の導入
- ⑦教育用（授業用）・校務用コンピュータ整備
保守・サポートの実施
- ⑧デジタルテレビの設置
電子黒板等への移行の検討
- ⑨コンピュータ教室の管理・運用
PCや周辺機器等の高機能化に向けた検討
- ⑩推進体制の維持
現体制の維持

（2）施策2「情報教育の充実」

- ①情報活用能力の育成
情報化推進リーダーを対象とした研修の実施
市研究指定グループを中心としたプログラミング教育の推進
- ②情報モラル・情報セキュリティ教育の充実
全教職員を対象としたオンデマンド研修の実施
- ③保護者への啓発
「名護市ICT機器の利用ルール⁸」の徹底
e-ネットキャラバンの活用

⁷ 国立情報学研究所（NII）が構築し、日本全国の大学・研究機関等の学術情報基盤として運用している情報通信ネットワークである。

先進的なネットワーク提供するとともに、多くの海外研究ネットワークと相互接続している。

(3) 施策3「教員のICT活用指導力の向上」

- ①授業における効果的なICT機器の活用及び教育用コンテンツの活用の推進
情報化推進リーダーを対象とした実践的な研修の実施
- ②情報化推進リーダーの育成
研修会の実施
- ③ICT支援員の活用
ICT機器の活用やホームページ更新支援等の活用促進
- ④学校情報化認定制度【日本教育工学協会】の活用

(4) 施策4「安全なネットワーク環境の整備」

- ①校務系システム（教師用）と学習系システム（児童生徒用）の管理・保守
全小中学校において実施する情報通信ネットワーク整備の中での整備済み。
- ②セキュリティリテラシーの向上
学校情報セキュリティポリシーの見直し
ウイルスチェックの徹底（本体、USBメディア等）
各学校の情報化推進リーダーを対象とした研修の実施

(5) 施策5「校務の情報化」

- ①統合型校務支援システムの維持・管理
システムの活用促進・活用支援
- ②教員の個人情報取扱に係る危機管理
情報化推進リーダーを対象とした研修の実施
- ③学校ホームページの活用
ICT支援員を活用し、更新の促進を図る。
- ④働き方改革の推進
国等が示す働き方改革の事例を参考に、各校へ周知し必要に応じて研修の実施。
デジタルを活用した欠席連絡等の推進を行う。
校務の見直し・改善を行う。

⁸ 令和4年度に名護市教育委員会で市内の子供・保護者に向けて作成した利用ルールである。
私用スマートフォン・携帯電話及び市貸与PCに関して、安全に使用するためのルール等を定めたもので、
小学校版・中学校版とそれぞれ作成し、各学校へ配布している。